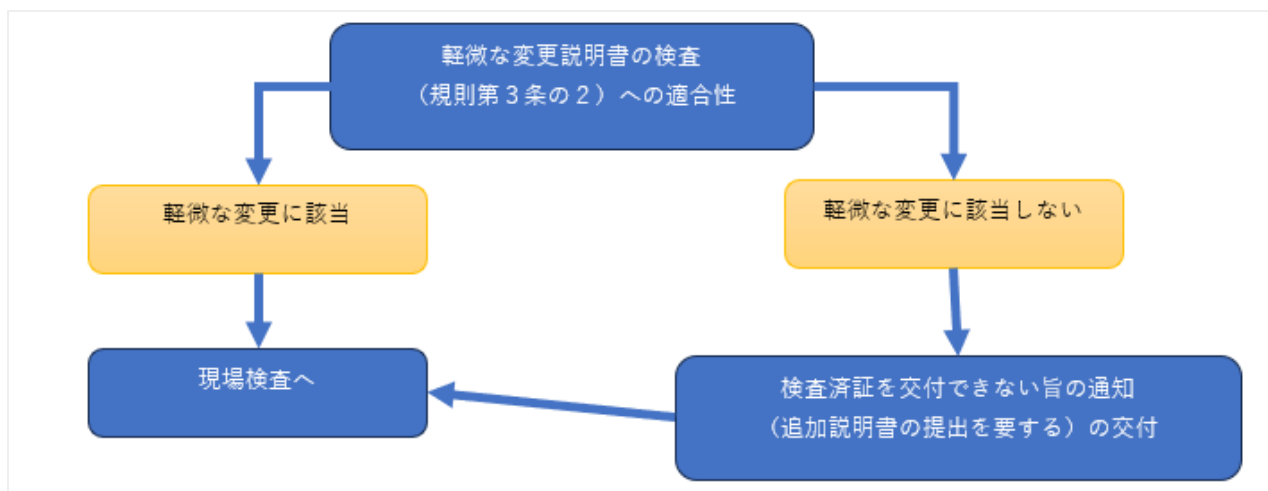


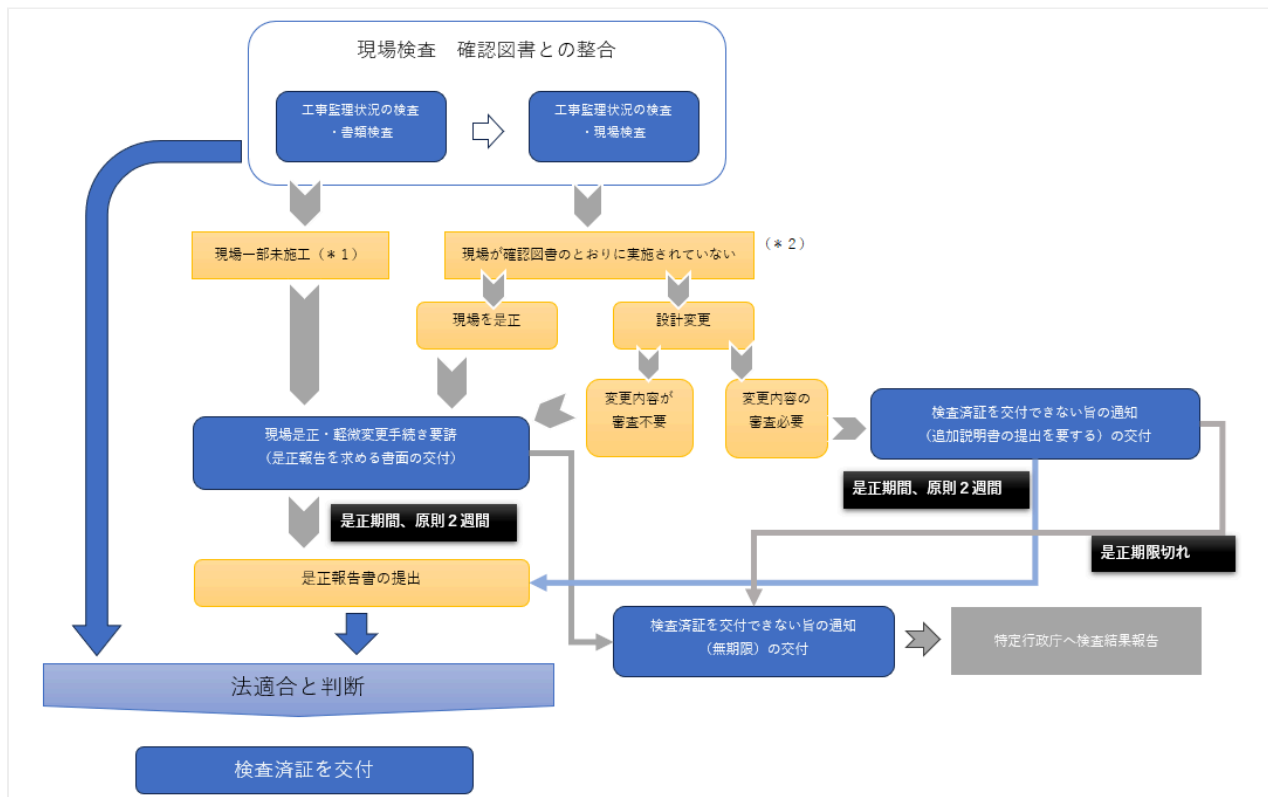
軽微な変更説明書の検査

- ・確認申請以降、または前回の中間検査以降に軽微な変更があり、軽微な変更説明書が添付されている場合、変更内容が（施行規則第3条の2）に適合しているかどうかを審査します。



- ・軽微な変更の内容が、規則第3条の2に適合しない（軽微な変更該当しない）場合、**検査済証を交付できない旨の通知**を交付し、追加説明書を求めることになりますが、現場検査の結果と併せて交付します。
- ・軽微な変更の内容に関しては、検査に先立って審査部に相談いただくことを推奨します。

現場検査



- (※1) 未施工部分が多すぎる場合は、検査申請を取り下げて再度申請してもらうケースもあります。
- (※2) 計画変更でも対応できない場合、大規模な是正工事を要する場合は「検査済証を交付できない旨の通知（無期限）」の交付となるケースもあります。